

令和7年度第2回水戸市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

日時 令和8年2月13日(金) 午前10時から
場所 水戸市役所 4階 政策会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

- ・本市における重層的支援体制整備事業の概要について

資料①

- ・重層的支援体制整備事業実施計画（案）

資料②

(2) その他

4 閉 会

水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿

任期：令和8年5月26日まで

	氏 名	団体・役職等
1	川野邊 洋美	公募委員
2	渡辺 一良	公募委員
3	立川 利行	社会福祉法人 ユーアイ村 特別養護老人ホーム ユーアイの家施設長
4	伊藤 友子	社会福祉法人 勇成会 障害者支援施設 ユーカリの里施設長
5	山口 和枝	社会福祉法人 清香会理事長
6	橘 秀紀	社会福祉法人 聖光学園理事長
7	多田 厚史	社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会事務局長
8	小田倉 康家	水戸市住みよいまちづくり推進協議会副会長
9	草柳 茂春	水戸市民生委員児童委員連合協議会監事
10	細田 弥太郎	水戸市医師会会長
11	谷萩 美智子	水戸市ボランティア連絡協議会会長
12	篠原 幸一	水戸市高齢者クラブ連合会理事
13	小森 正巳	水戸市障害者（児）福祉団体連合会理事兼事務局長
14	五十嵐 博	水戸地区保護司会会長
15	武藤 邦彦	水戸地区社会福祉法人連絡会副会長
16	松井 良和	茨城大学人文社会科学部講師
17	池田 幸也	茨城キリスト教大学非常勤講師
18	中庭 由美子	水戸市議会文教福祉委員会委員
19	滑川 友理	水戸市議会文教福祉委員会委員

(敬称略・順不同)

議事録署名人

令和4年11月29日 公募委員	社会福祉法人勇生会
令和5年8月30日 社会福祉法人ユーアイ村	住協
令和5年12月22日 民生委員	医師会
令和6年2月28日 ボランティア連絡協議会	高齢者クラブ
令和6年8月29日 社会福祉法人聖光学園	社会福祉協議会
令和7年9月26日 水戸市障害者（児）福祉団体連合会	水戸地区保護司会

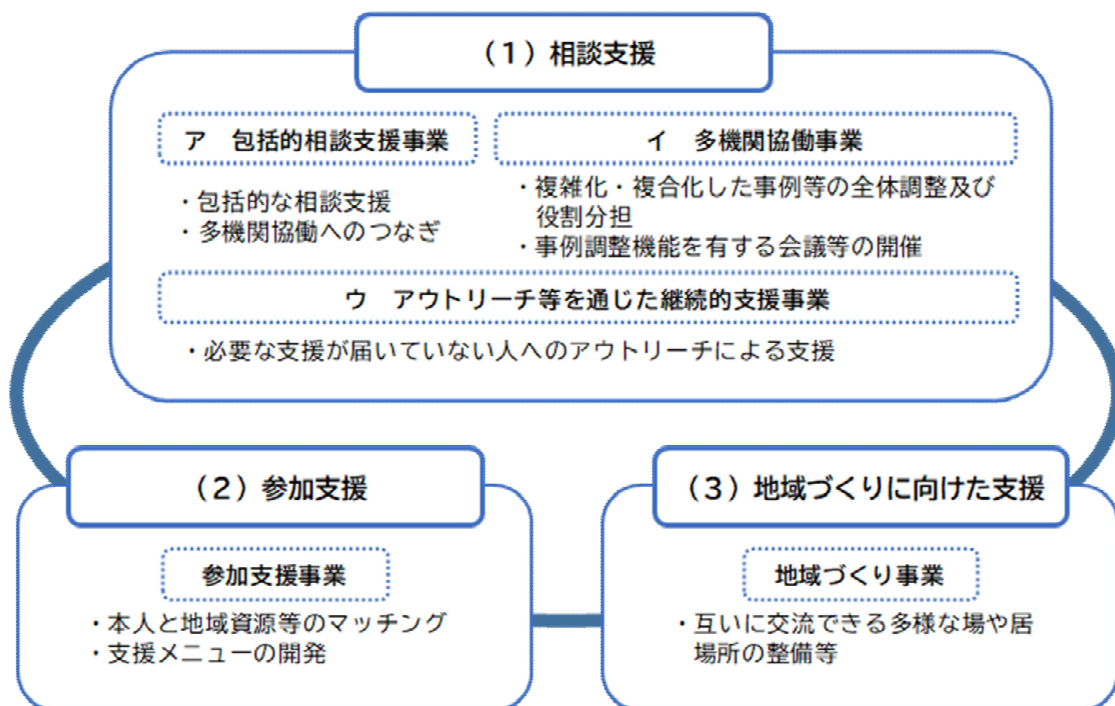
本市における重層的支援体制整備事業の概要について

1 重層的支援体制整備事業の概要

令和2年6月における社会福祉法の改正により、複数の課題を抱える人や地域から孤立している人などの課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する仕組みとして、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設された。

2 本市における事業展開

包括的な相談支援への対応に当たっては、本市における従来の相談支援の枠組みを生かしながら、新たに事業の全体調整を担う担当者等を配置し、関係課・関係機関同士の連携強化や相談支援の円滑化を図るとともに、地域住民からの多様なニーズに応えるため、関係課や市社会福祉協議会、地域住民、福祉事業者等と密接に連携し、地域の実情に即した新たな支援体制の構築と地域づくりを一体的に推進する。



(1) 相談支援

ア 包括的相談支援事業

従来の制度や分野の枠組みを超えて、相談者の世代や属性等に関わらず、世帯が抱える課題の把握や包括的な相談支援を行う。また、複雑化・複合化した事例等については、多機関協働事業担当につなぐ。

イ 多機関協働事業【新規】

多機関協働事業担当を配置し、複雑化・複合化した事案に係る全体調整や役割分担を行うとともに、事例調整会議の開催や支援機関への助言、支援プランの作成等を行う。

ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】

アウトリーチ等事業担当を配置し、必要な支援が届いていない人へアウトリーチによる支援を行う。

(2) 参加支援

ア 参加支援事業【新規】

参加支援事業担当を配置し、対象者のニーズや課題などを把握しながら、本人と支援メニュー又は地域資源とのマッチングを行うほか、支援メニューの開発を行う。

(3) 地域づくりに向けた支援

ア 地域づくり事業【拡充】

対象者の地域社会からの孤立を防ぐため、市社会福祉協議会等と連携しながら、新たに生活困窮者等も対象に含め、地域住民を広く対象とした、互いに交流できる多様な場や居場所の整備等を進める。

3 事業の開始時期

令和8年4月1日

重層的支援体制整備事業一覧

事業区分	対象分野	市実施事業	所管課
(1) 相談支援			
ア 包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営	高齢福祉課
	障害	基幹相談支援センターの運営	障害福祉課
	こども	こども家庭センターの運営	子育て支援課
		子育て支援相談員の配置	こども政策課
困窮	自立相談支援室の設置	生活福祉課	
イ 多機関協働事業 【新規】	—	多機関協働事業の実施	福祉総務課
ウ アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業【新規】	—	アウトリーチ等事業の実施	福祉総務課
(2) 参加支援			
ア 参加支援事業【新規】	—	参加支援事業の実施	福祉総務課
(3) 地域づくり			
ア 地域づくり事業【拡充】	高齢	元気アップ・ステップ運動教室の運営 支援	高齢福祉課
		シルバーリハビリ体操教室の運営支援	高齢福祉課
		いきいき健康クラブの運営	高齢福祉課
		生活支援コーディネーターの配置及 び協議体の設置・運営	高齢福祉課
	障害	地域活動支援センターの運営	障害福祉課
	こども	地域子育て支援拠点の運営	こども政策課
			幼児保育課
困窮	地域資源開発コーディネート事業の実施 【新規】	福祉総務課	

令和8年度
水戸市重層の支援体制整備事業実施計画
(案)

水戸市福祉部福祉総務課

<目次>

1	計画策定の趣旨	1
2	重層的支援体制整備事業の概要	2
3	実施計画の位置付け	3
4	計画の期間	3
5	本市における重層的支援体制整備事業の考え方	4
6	令和8年度重層的支援体制整備事業	5
	(1) 重層的支援体制整備事業の体系	5
	(2) 実施内容	7
7	目標指標	12

1 計画策定の趣旨

地域では8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、福祉課題の複雑化・複合化に伴い、これまでの相談支援体制で支えることが困難な人が増加しています。本市においても、市民からの福祉相談の中で、複数の課にまたがる複合的な福祉課題を抱える事例が見受けられたことから、2021（令和3）年に関係課が情報を共有し、支援策の方向性を協議・決定することで、市民への迅速かつ的確な支援につなげることを目的とした庁内の包括的連携体制として、「水戸市複合的福祉課題対策会議」を設置し、現在まで取組を進めています。しかしながら、今後においても、課題の複雑化・多様化が一層進むことが見込まれることから、行政内部の対応に加え、地域との連携を強化し、地域ぐるみで支援を行う包括的な支援体制の構築が求められています。

このため、本市は、水戸市地域福祉計画（第4次）に基づき、「すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸」の実現を目指し、地域住民やNPO、事業者等と連携しながら、多様な福祉課題に対応できる包括的な支援体制の構築を進めるため、新たに「重層的支援体制整備事業」を実施することとし、同事業を適切かつ効果的に実施するため、本計画を策定しました。



【地域共生社会の概念図 出典：厚生労働省ホームページ】

2 重層的支援体制整備事業の概要

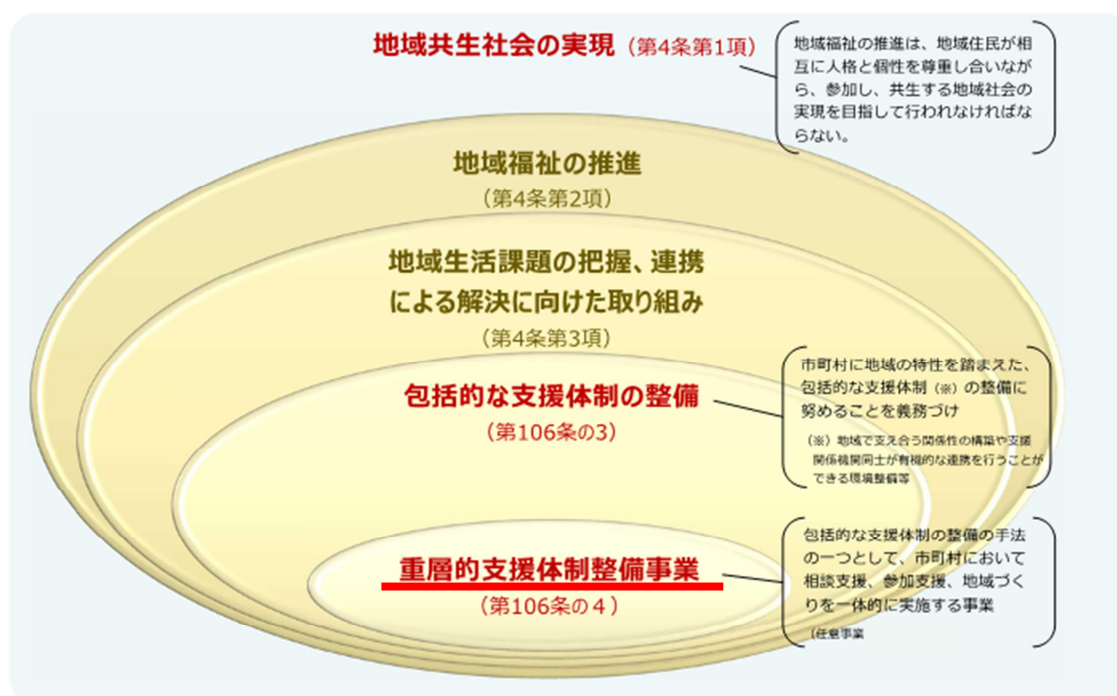
近年、我が国では、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助けあう機能が弱まっています。

これらの変化を踏まえ、国においては、2017（平成29）年6月に地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決し、地域共生社会の実現を目指す方針を示しました。また、2020（令和2）年6月に社会福祉法（以下「法」という。）を改正し、複数の課題を抱えている人や地域から孤立している人などの課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する仕組みとして、重層的支援体制整備事業を創設し、2021（令和3）年4月1日に施行しました。

《重層的支援体制整備事業》

市町村において、既存の相談支援等の取組等を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、次の三つの事業を一体的に実施する。

- I 相談支援（包括的な相談支援の体制）
 - ・属性や世代を問わない相談支援事業
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】
 - ・多機関協働事業【新規】
- II 参加支援（地域とのつながりづくりや社会参加のサポート）
 - ・参加支援事業【新規】
- III 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係性の育成支援）
 - ・地域づくり事業

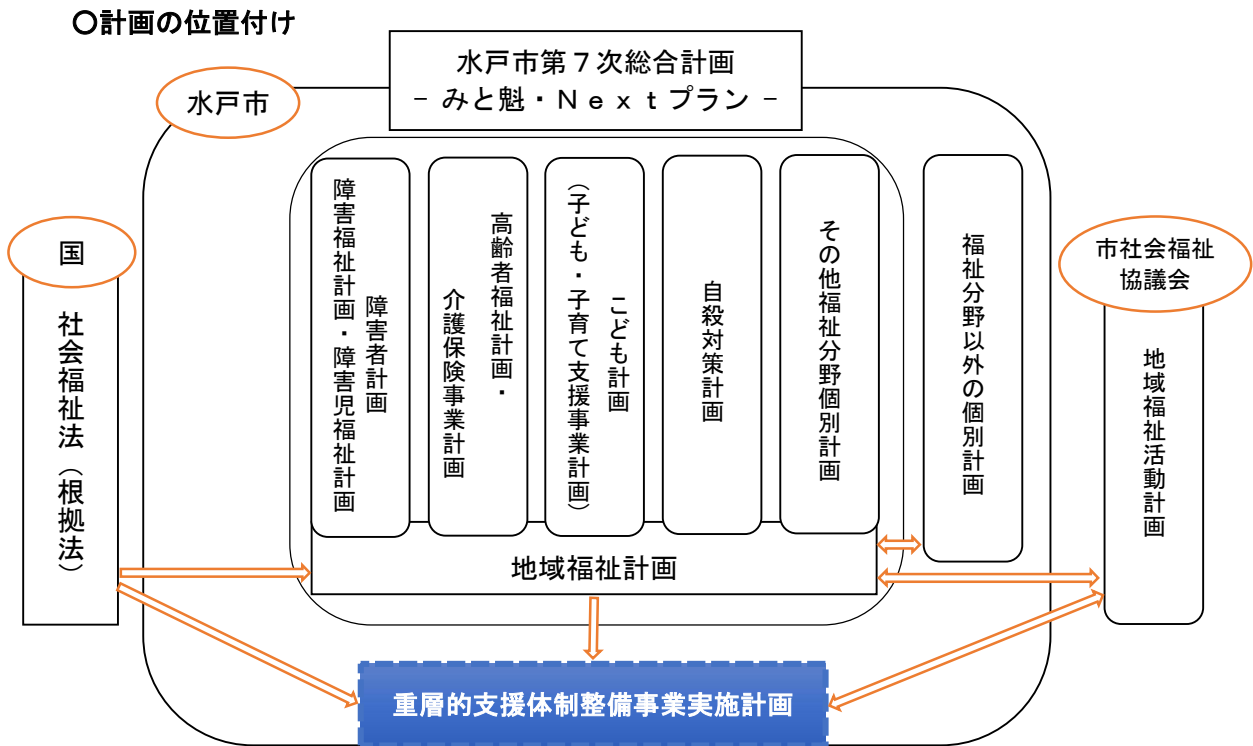


【出典：厚生労働省資料】

3 実施計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や福祉分野個別計画を横断する地域福祉計画、関連する障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、こども計画（子ども・子育て支援事業計画）、自殺対策計画、その他本市が策定した各種個別計画、さらには水戸市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図りながら策定するものです。

また、法第106条の5第1項において、「市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める『重層的支援体制整備事業実施計画』を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、本計画はそれに当たるものとして策定しています。



計画とSDGsとの関連性



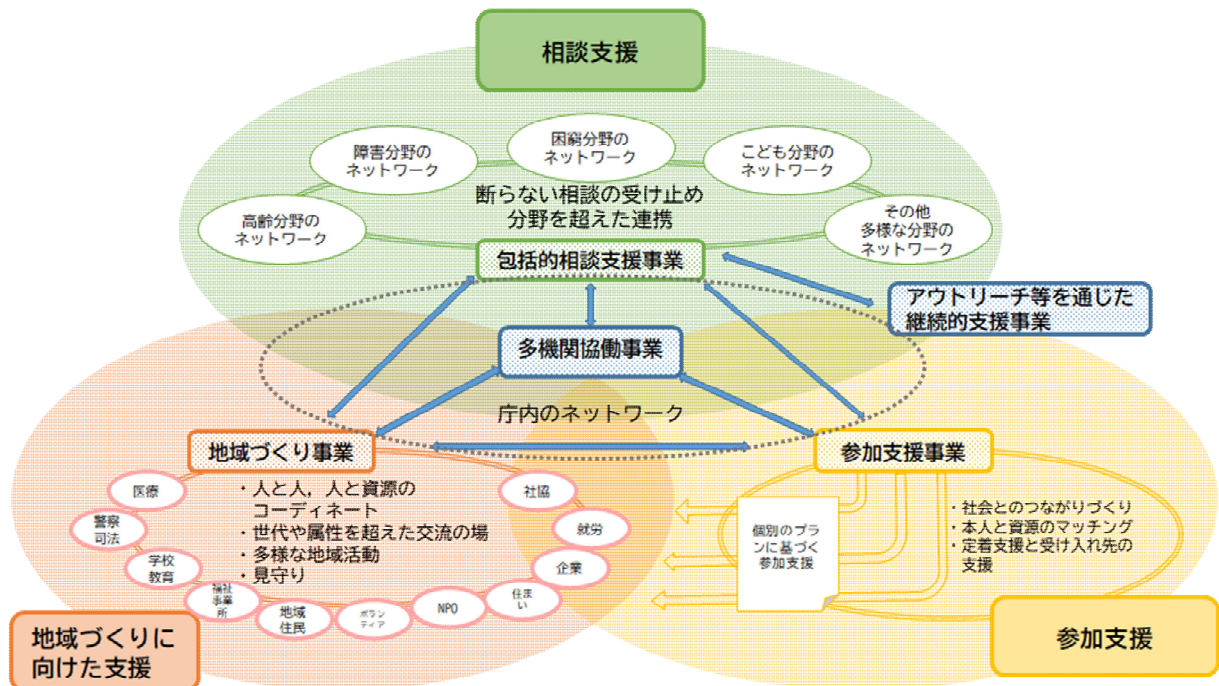
4 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

本計画は、実績評価を反映させるほか、水戸市社会福祉審議会等による意見を踏まえ、事業の見直しを継続的に実施するため、当面の間、毎年度策定することとします。

5 本市における重層的支援体制整備事業の考え方

本市の福祉分野がこれまで蓄積してきた豊富な経験や知見を基盤とし、従来の相談支援の枠組みは残しながら、制度・事業中心の考え方から本人・世帯中心の支援へと転換していきます。また、利用者の多様なニーズに応えるため、庁内関係部署や市社会福祉協議会、地域住民、福祉事業者等と密接に連携し、地域の実情に即した支援体制の整備を推進します。これらの体制整備により、誰もが地域とつながり、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指してまいります。



6 令和8年度重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業の体系

法に基づき、重層的支援体制整備事業を以下のとおり規定します。

高齢・介護、障害、こども、生活困窮分野の「包括的相談支援」や「地域づくり」に関する国等の補助金が「重層的支援体制整備事業交付金」に一本化されることで、分野横断的な相談支援や地域づくりの事業を実施することが可能となります。

法対象事業		対象分野	実施事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	高齢 ・ 介護	①地域包括支援センターの運営 ・基幹型地域包括支援センター ・中央地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター ・南部第一地域包括支援センター ・南部第二地域包括支援センター ・北部地域包括支援センター ・西部地域包括支援センター ・常澄地域包括支援センター ・内原地域包括支援センター	高齢福祉課
	障害者相談支援事業	障害	②基幹相談支援センターの運営 ・東部基幹相談支援センター ・西部基幹相談支援センター	障害福祉課
	利用者支援事業	こども	③こども家庭センターの運営	子育て支援課
			④子育て支援相談員の配置	こども政策課
自立相談支援事業	困窮	⑤自立相談支援室の設置	生活福祉課	
【新】参加支援事業		—	⑥参加支援事業の実施	福祉総務課
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	高齢 ・ 介護	⑦元気アップ・ステップ運動教室の運営支援	高齢福祉課
			⑧シルバーリハビリ体操教室の運営支援	高齢福祉課
			⑨いきいき健康クラブの運営	高齢福祉課
	生活支援体制整備事業		⑩生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置・運営	高齢福祉課
	地域活動支援センターの運営	障害	⑪地域活動支援センターの運営 ・ディライトホーム ・風 (F00) ・かさはら	障害福祉課

法対象事業		対象分野	実施事業	担当課
地域づくり事業	地域子育て支援拠点事業	こども	⑫地域子育て支援拠点の運営 ・大町子育て支援・多世代交流センター わんぱーく・みと ・本町子育て支援・多世代交流センター はみんぐぱーく・みと ・いきいき交流センターあかしあ ・ぽかぽかつどいの広場 ・ひので保育園地域子育て支援センター ・めぐみ子育てふれあいセンター ・バンビーニ広場 ・ベル・ママン ・元吉田さくら認定こども園子育て支援センター ・ユーアイ子育て支援センター ・にこにこ子育て支援センター ・のびのび広場 ・わくわく子育て支援センター ・子育て支援センターみのり	こども政策課
			・白梅保育所さくらんぼ ・杉山保育所すぎのこ ・河和田保育所つくしんぼ ・内原認定こども園なかよし	幼児保育課
	【新】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	困窮	⑬地域資源開発コーディネート事業の実施	福祉総務課
	【新】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	—	⑭アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施	福祉総務課
	【新】多機関協働事業	—	⑮多機関協働事業の実施	福祉総務課

(2) 実施内容

ア 包括的相談支援事業（①～⑤）

高齢・介護、障害、こども、生活困窮など市民から困りごとの相談を受ける各支援機関は、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、世帯が抱える課題の把握に努め、必要に応じて関係機関と積極的に連携することで、包括的な相談支援を実施します。

相談のうち、複雑化・複合化した事例等については、多機関協働事業につなぎ、各種検討会議の開催等により、課題の解きほぐしや関係機関の間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。

実施事業	実施内容	担当課
①地域包括支援センターの運営	高齢者、家族、近隣住民、民生委員等の地域のネットワーク等を通じた様々な相談に応じ、相談内容に即した制度やサービスに関する情報提供や関係機関の紹介などを行います。また、センターを周知し、住民の理解と協力を得るための広報活動、担当地域の実態把握、関係機関や地域住民団体等とのネットワーク構築のための活動を行います。	高齢福祉課
②基幹相談支援センターの運営	障害の種別やニーズに応じた総合的・専門的な相談支援を行うとともに、相談支援専門員の支援や関係機関との連携により、地域の相談支援体制の強化を図ります。また、障害者が施設から地域生活へ移行できるよう普及啓発や体制整備のコーディネートに取り組みます。さらには、権利擁護や障害者虐待防止にも注力し、成年後見制度の活用支援や消費者被害の防止対策等を行います。	障害福祉課
③こども家庭センターの運営	妊娠期から子育て期にわたる育児の悩みや母親の健康管理等に対して、保健師等による伴走型の相談支援を実施するとともに、こどもの発達、虐待、家庭内の問題などに対して、関係機関と連携しながら対応するなど、母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行います。	子育て支援課
④子育て支援相談員の配置	地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を行います。また、教育・保育の情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こども政策課

実施事業	実施内容	担当課
⑤自立相談支援室の設置	生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、本人の抱えるさまざまな問題や困難を丁寧に聞き取ります。その上で、必要に応じて関係機関や専門機関へとスムーズにつなぎ、適切な支援が受けられるよう調整を行います。また、多面的なサポートで生活困窮者の早期自立を促すため、住居の確保を支援する住居確保給付金事業や、家計の見直し及び改善を支援する家計改善支援事業を行います。さらには、就労に向けた準備を支援する就労準備支援事業や、一時的な生活支援を提供する居住支援事業を行います。	生活福祉課

【包括的相談支援事業の構築イメージ】



イ 参加支援事業（⑥）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない方や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との関係をコーディネートし、本人と支援メニューとのマッチングを行うとともに、既存の社会資源の拡充を図り、本人又は世帯のニーズや状態に合った支援メニューの開発を進めます。

担当課	福祉総務課
-----	-------

ウ 地域づくり事業（⑦～⑬）

地域住民同士がつながりを強め、住民同士が見守り、ともに支え合える地域づくりに向け、市社会福祉協議会と連携しながら様々な取組を行います。また、地域社会からの孤立を防ぐため、地域住民を広く対象とし、互いに交流できる多様な場の創出や居場所づくりを進めます。

実施事業	実施内容	担当課
⑦元気アップ・ステップ運動教室の運営支援	要介護の原因となる脳血管疾患や転倒・骨折を予防するため、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動などを行う運動教室の運営を支援します。	高齢福祉課
⑧シルバーリハビリ体操教室の運営支援	筋力や柔軟性の向上と生活動作を楽にするため、いつでも、どこでも、一人でも取り組めるリハビリ体操を行う運動教室の運営を支援します。	高齢福祉課
⑨いきいき健康クラブの運営	ゲームや脳トレなどのレクリエーション、転倒予防の体操、会話などを通して、地域に住む人々がお互いに交流し、楽しく健康づくりを行います。	高齢福祉課
⑩生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置・運営	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を図ります。	高齢福祉課
⑪地域活動支援センターの運営	障害者が地域で自立した生活が送れるよう、通所による創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供します。	障害福祉課
⑫地域子育て支援拠点の運営	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	こども政策課 幼児保育課

実施事業	実施内容	担当課
⑬地域資源開発コーディネート事業の実施	地域コミュニティを形成する新たな居場所づくりに取り組むとともに、既存の地域資源についても、生活困窮者や制度の狭間で悩む地域住民等が参加しやすくなるよう、属性や世代に関わらない居場所づくりを推進します。	福祉総務課

【一体的に実施する市社会福祉協議会実施事業】

市社会福祉協議会は、これまでも制度の狭間の問題を含めて多様なニーズに対応し、住民や関係者とともに、社会資源の開発や支えあいのある地域づくりを進めてきたことから、市社会福祉協議会との連携をより一層連携強化することにより支援の効果を高め、地域住民が自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

実施事業	実施内容
地域いきいきコミュニティトークの開催	住み慣れた地域で、ともに支えあう地域づくりを進めるために地域住民が地域の課題を話し合う場としての住民座談会を開催します。
ふらっと場（世代を問わず様々な住民が集える場づくり）の提案・提供	住民の話したいテーマに沿って話し合う場、又はイベントやたまり場のような交流の場を提供します。また、全ての地域住民を対象に、各地域での話し合いや、垣根を超えた多世代で交流する機会に繋げるほか、既存の話し合いの場の活用や、地域事情に合わせたオーダーメイドな検討の場を作ります。さらには、地域課題やニーズに対応していく取組を促進し、多様な主体の参画を促します。
ふれあいサロン、子育てサロン、多世代交流サロン、地域ささえあい活動の運営支援	地域住民がお互いに支えあいながら、生活することのできる仲間づくりの場となる「ふれあいサロン（高齢者や障害者）」「子育てサロン（子育て中の親など）」「多世代交流サロン」「地域ささえあい活動（地域課題解決につながる住民同士の支えあいの取組）」を支援します。

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施（⑭）

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。また、各種会議や支援関係機関等との連携を通じて、地域の状況等に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中で支援ニーズを抱える相談者を見つけ、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つことができるよう、信頼関係の構築に向けた働きかけを行います。

担当課	福祉総務課
-----	-------

オ 多機関協働事業の実施 (15)

各支援機関では対応が困難な複雑化・複合化した事例について、役割分担や支援の方向性の全体調整を行い、支援プランを作成するとともに、支援の進捗状況等を把握し、各支援機関に助言を行います。事例の調整に当たっては、個人情報の同意の有無により検討する会議（重層的支援会議又は支援会議）を開催します。

また、断らない相談支援と積極的な連携を推進するための支援者向けマニュアルを作成し、職員に対する周知や研修等の実施により、福祉意識の醸成を図ることで、包括的相談支援体制の強化に努めます。

担当課	福祉総務課
-----	-------

【重層的支援会議及び支援会議の概要】

区分	重層的支援会議	支援会議
根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第5号の多機関協働事業として実施	社会福祉法第106条の6
主な対象者	重層的支援体制整備事業の相談者本人	潜在的な相談者（自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人）
情報共有に係る本人同意	有	無
法の守秘義務	無	有
役割	<ul style="list-style-type: none"> 支援プランの進捗確認及び適切性の協議 支援プランの終結時等の評価 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 気になる事案の情報提供、情報共有 見守りと支援方針の理解 緊急性がある事案の対応
開催頻度	原則、月に1回	必要に応じて開催
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業者 包括的相談支援事業者 案件に応じた各分野の担当課 アウトリーチ等支援事業者 参加支援事業者 関係する支援機関（生活保護が関係する場合は生活福祉課、就労等の支援機関、学校や教育委員会など） 相談者本人 	<ul style="list-style-type: none"> 案件に応じた各分野の担当課 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員 その他の支援関係機関の相談支援員 社会福祉協議会 民生委員・児童委員、地域住民など 住民の変化に気づくことができると考えられる機関

7 目標指標

重層的支援体制整備事業として行う事業の目標指標は、下記のとおりとします。

実施事業		目標指標	令和8年度 (年度末時点)
①	地域包括支援センターの運営	地域ケア個別会議の参加者数	1,750人
②	基幹相談支援センターの運営	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	24件
③	こども家庭センターの運営	妊娠届時面談率 妊娠中期面談率 出生後面談率	妊娠届時 100% 妊娠中期 100% 出生後 100%
④	子育て支援相談員の配置	子育て支援相談員による相談件数	81件
⑤	自立相談支援室の設置	他の支援機関と連携した支援件数	130件
⑥	参加支援事業の実施	参加支援事業担当による支援件数	16件
⑦	元気アップ・ステップ運動教室の運営	運動教室等の一般介護予防事業への参加者数（年間）	73,500人
⑧	シルバーリハビリ体操教室の運営		
⑨	いきいき健康クラブの運営		
⑩	生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置・運営	第1層協議体の登録団体数	10団体
⑪	地域活動支援センターの運営	地域活動支援センターでの創作活動や交流会等に参加した延べ利用者数	22,000人
⑫	地域子育て支援拠点の運営	地域子育て支援拠点利用者数	71,136人
⑬	地域資源開発 コーディネート事業の実施	地域資源開発に係る提案件数	3件
⑭	アウトリーチ等事業の実施	アウトリーチ等担当による支援件数	16件
⑮	多機関協働事業の実施	支援プランの作成件数	32件